

原子力災害対策指針

(平成24年10月31日原子力規制委員会)

平成24年12月27日

京都府防災会議「地域防災計画の見直し部会」

原子力災害対策指針ポイント

平成 24 年 11 月

- 本指針は、国、地方公共団体等が原子力災害対策を円滑に実施するために必要な技術的・専門的事項等を定めるものである。
- 今回の策定に当たっては、地方公共団体における地域防災計画の検討作業に最低限必要となる事項をとりまとめた。
- 内容の充実のため、更に議論を要するものについては、検討事項に位置づけたが、今後、内容がとりまとまり次第、速やかに指針に反映する。
- 具体的な主な記載事項と検討課題については以下のとおりである。

1. 主な記載事項

(1) 原子力災害対策に係る基本的事項

- ・ 指針の位置づけ
- ・ 原子力災害の特徴
- ・ 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

(2) 原子力災害事前対策に係る事項

- ・ 緊急時の意思決定ための基準となる EAL・OIL の設定
- ・ 避難準備等の事前対策を講じておく区域である PAZ（施設から 5 キロを目安）・UPZ（施設から 30 キロを目安）の導入
- ・ 情報提供、モニタリング、被ばく医療等の体制整備、教育・訓練等の事前準備

(3) 緊急事態応急対策に係る事項

- ・ 迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
- ・ 住民等への迅速かつ的確な情報提供
- ・ EAL・OIL に基づく適切な防護措置（屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等）の実施

(4) 原子力災害中長期対策に係る事項

- ・ 放射線による健康・環境への影響の長期的な評価
- ・ 影響を最小限にするための除染措置の実施

※東京電力福島第一原子力発電所事故については、その実態を踏まえた適切な対応が必要であることを別途記載。

2. 今後の検討事項

○原子力災害事前対策の今後の在り方

- ・ E A L ・ O I L、緊急事態区分の在り方
- ・ P P Aの導入、実用炉以外の原子力災害対策重点区域
- ・ 一時退避ができる施設

○緊急時モニタリング等の今後の在り方

- ・ モニタリング計画の策定等の在り方
- ・ S P E E D Iの活用方策

○オフサイトセンターの今後の在り方

- ・ 実用炉以外のオフサイトセンター

○緊急被ばく医療の今後の在り方

- ・ 緊急被ばく医療設備・資機材、関係医療機関の連携
- ・ 安定ヨウ素剤の投与判断の基準
- ・ スクリーニングの技術的課題

○東京電力福島第一原子力発電所への対応

- ・ 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況の移行に関する考え方
- ・ 除染・健康管理等の在り方、リスク評価を踏まえた原子力災害対策重点区域の在り方

○地域住民との情報共有等の在り方

- ・ 住民が必要とする情報について定期的な情報共有の場の設定

以上

原子力災害対策指針

目次	1
前文	3
第1 原子力災害	5
(1) 原子力災害及び原子力事業者の責任	5
(2) 放射性物質又は放射線の放出形態及び破ばくの経路	5
(3) 原子力災害の特殊性	6
(4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方	7
第2 原子力災害事前対策	8
(1) 原子力災害事前対策の基本的考え方	8
(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方について	8
(3) 原子力災害対策重点区域	9
(4) 原子力事業者が講ずべき原子力災害事前対策	12
(5) 緊急時における住民等への情報提供のための体制整備	13
(6) 緊急時モニタリングの体制整備	13
(7) 緊急被ばく医療体制の整備	14
(8) 平時からの住民等への情報提供	15
(9) オフサイトセンター等の整備	16
(10) 諸設備の整備	16
(11) 防災関係資料の整備	17
(12) 防災業務関係者等に対する教育及び訓練	17

第3 緊急事態応急対策	19
(1) 緊急事態応急対策の基本的な考え方	19
(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策	19
(3) 緊急時モニタリングの実施	19
(4) 緊急時における住民等への情報提供	20
(5) 防護措置	20
(6) 核燃料物質等の輸送時の防災対策	23
第4 原子力災害中長期対策	24
(1) 原子力災害中長期対策の基本的考え方	24
(2) 発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリングの実施	24
(3) 発災後の復旧に向けた個人線量推定	24
(4) 発災後の復旧に向けた健康評価	24
(5) 除染措置	25
(6) 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方	25
第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故について	26
(1) 中長期的対策について	26
(2) 原子力災害対策重点区域について	26
第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題	27
第7 結び	29

指針本文

前文

<目的・趣旨>

本指針は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき、原子力事業者（原災法第2条第3号に規定する者をいう。以下同じ。）、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるものである。

本指針の目的は、国民の生命及び身体を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確保することにある。

この目的を達成するため、本指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、以下の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めるものである。

- ・住民の視点に立った防災計画を策定すること。
- ・災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。
- ・最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。

<対象>

本指針の対象は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）に規定された原子力施設（原災法の対象となるものに限る。）の原子力災害及び核燃料物質等の輸送時の原子力災害とする。

<過去の経緯>

原子力安全委員会は、原子力発電所等の周辺における防災活動をより円滑に実施するための専門的・技術的事項として「原子力施設等の防災対策について」（以下「旧指針」という。）をとりまとめた。

平成23年3月に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が起こり、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかとなった。平成24年3月に原子力安全委員会の原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループから『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について 中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）が報告された。また、国会、政府、民間の各事故調査委員会による各報告書の中においても多くの問題点が指摘され、住民等の視点を踏まえた対応の欠如、複合災害や過酷事象への対策を

含む教育・訓練の不足、緊急時の情報提供体制の不備、避難計画や資機材等の事前準備の不足、各種対策の意思決定の不明確さ等に関する見直しについても多数の提言がされた。

平成24年9月18日を以て、原子力安全委員会は廃止され、同年9月19日に原子力規制委員会及び事務局である原子力規制庁が発足した。

本指針は、上記の旧指針及び中間取りまとめの内容を精査し、さらに、上記の各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で定めたものである。

第1 原子力災害

(1) 原子力災害及び原子力事業者の責任

原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。原災法においては、原子力施設外における放射性物質又は放射線の放出が一定の水準を超えた場合には、原子力緊急事態（同法第2条第2号に規定する「原子力緊急事態」をいう。以下同じ。）に該当するものとされ、緊急事態応急対策が講じられる。

また、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する必要がある。

(2) 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

① 放射性物質又は放射線の放出

(i) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやセシオン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(ii) 核燃料施設で想定される放出形態

(イ) 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は上記（i）と同様にブルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

（ロ） 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

② 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

（i） 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

（ii） 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

（3） 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のよう原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ・原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ・放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- ・平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ・原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。

・放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に見られる可能性があるもので、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応のほうが効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、上記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

(4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

原子力災害が発生した場合には、上記(3)で述べた原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講じることが最も重要である。基本的考え方としては、国際放射線防護委員会(以下「ICRP」という。)等の勧告、特にPublication 109, 111や国際原子力機関(以下「IAEA」という。)のGS-R-2等の原則に則り、住民等の被ばく線量を最小限に抑えると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。

第2 原子力災害事前対策

(1) 原子力災害事前対策の基本的考え方

原子力施設においては、原子力災害の発生を未然に防止するため、炉規法、原災法等に基づき、原子力災害予防対策が講じられる。しかし、原子力災害予防対策を講じているにもかかわらず、原子力災害が発生した場合には、原子力事業者、国、地方公共団体等が、住民の健康、生活基盤及び環境への影響を、事態の段階に応じた最適な方法で緩和し、影響を受けた地域が可能な限り早く通常の社会的・経済的な活動に復帰できるよう、様々な行動をとらなければならない。

これらの行動が、事態の段階に応じて有効に機能するためには、平時から、適切な緊急時の計画の整備を行い、訓練等によって実行できるように、準備を十分に行っておく必要がある。

(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方について

① 緊急事態の段階

緊急事態においては、緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。すなわち、緊急事態を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応の詳細について検討しておくことが有効である。準備段階では、原子力事業者、国、地方公共団体等が行動を計画し、維持し、改善するように、検討等を行う必要がある。初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに確率的影響を最小限に抑えるため、迅速な対応を行う必要がある。中期対応段階では、放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う必要がある。さらに、復旧段階では、被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画を策定し、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う必要がある。

② 緊急事態初期における防護措置の考え方

上記①の緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このように防護措置を講じるためには、以下のように、緊急事態の区分を決定するとともに、観測可能な指標に基づき迅速な意思決定ができる体制を構築する必要がある。

(i) 緊急時活動レベル (EAL)

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準は、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベル (Emergency Action Level)。以下「E

AL) という。)として設定する。EALの具体的内容については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

(ii) 運用上の介入レベル(OIL)

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル(Operation Intervention Level。以下「OIL」という。)として設定する。OILの具体的水準については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

(3) 原子力災害対策重点区域

① 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特徴、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特徴等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと(以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。)が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング(放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示等が必要である。また、当該区域内においては、施設から距離に応じて重点を置いて対策を講じておく必要がある。

② 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとする。

(i) 実用発電用原子炉に係る原子炉施設の場合

実用発電用原子炉に係る原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

(イ) 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のEALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IA

E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 k mの間で設定すること(5 k mを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5 k m」を目安とする。

なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照する事故の規模等について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができよう継続的に改善していく必要がある。

(ロ) 緊急時防護措置を準備する区域(U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)

U P Zとは、確率的影響を最小限に抑えるため、先述のE A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5～30 k mの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30 k m」を目安とする。

なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照すべき事故の規模について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができよう継続的に改善していく必要がある。

(ハ) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(P P A : Plume Protection Planning Area)の検討

U P Z外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、U P Zの目安である30 k mの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。P P Aの具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会では、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

(ii) 実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の場合

実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域は、以下のとおりとする。ただし、当該区域は、上記(i)で述べた実用発電用原子炉に係る見直し内容も踏まえた見直しを行うべく、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に反映する。

(表)

施設の種類		重点区域の目安 (半径)
原子力発電所 (実用発電用原子炉に係る原子炉施設を除く。)、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設		約 8~10km (※ 1 参照)
再処理施設		約 5km
	熱出力 ≤ 1kW	約 50m
	1kW < " ≤ 100kW	約 100m
	100kW < " ≤ 10MW	約 500m
	10MW < " ≤ 50MW	約 1500m
	特殊な施設条件等を有する施設	※ 2 参照
加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設	核燃料物質 (質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。) を臨界量 (※ 3 参照) 以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状 (溶液状、粉末状、気体状)、不定形状 (物理的・化学的工工程) で取り扱う施設 ・濃縮度 5% 以上のウランを取り扱う施設 ・プルトリウムを取り扱う施設	約 500m
廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設	それ以外の施設	約 50m
使用済燃料中間貯蔵施設 (※ 4 参照)		約 50m
		約 50m (※ 5 参照)

※1 独立行政法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」「ふげん」の重点区域については、上記(i)の実用発電用原子炉に係る原子炉施設と同様とする。

※2 特殊な施設条件等を有する施設及び重点区域の目安

・独立行政法人日本原子力研究開発機構 JRR-4 約1000m

・独立行政法人日本原子力研究開発機構 HTTR 約2000m

・独立行政法人日本原子力研究開発機構 FCA 約150m

・株式会社東芝 NCA 約100m

※3 重点区域の目安についての技術的補足事項

臨界量は、水放射体付き均一 UO_2F_2 又は $PU(NO_3)_4$ 水溶液の最小推定臨界下限値から導出された量を用いる。

・ウラン (濃縮度5%以上) 700g-235U

・ウラン (濃縮度5%未満) 1200g-235U

・プルトニウム 450g-239Pu

※4 事業所外運搬用の輸送容器である金属製乾式キャスクを貯蔵容器として用いた施設に限る。

※5 重点区域の目安の距離を約50mとする場合の施設の考え方については、金属キャスクを貯蔵する区域からの距離とする。

③ 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画を策定する際には、上記②(i)、(ii)で述べた考え方を踏まえつつ、区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値をひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

(4) 原子力事業者が講ずべき原子力災害事前対策

原子力事業者は、原子力施設に対して、炉規法、原災法等に基づき、平時より原子力災害予防対策を講じているが、それにもかかわらず、

当施設周辺において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害の発生及びその拡大を防止する必要がある。原子力事業者は、防災業務計画を策定するとともに、従業員に対する教育及び訓練を実施して、緊急時に適切な対応ができるよう準備しておく必要がある。また、原子力施設内外における協力関係も構築しておく必要がある。

原子力施設の異常事態に関する情報を、国・地方公共団体に迅速かつ正確に通報することは、原子力事業者の極めて重大な責務である。したがって、原子力事業者は、原子力施設の特徴を踏まえて、施設内の異常事態や施設外の放射線量を適切に把握するための測定器等を配置し、監視体制を整備しておく必要がある。さらに、あらかじめ、通報責任者、通報連絡様式及び手段を定める等、必要な情報を迅速かつ頻繁に伝えることができるよう措置を講じておく必要がある。

(5) 緊急時における住民等への情報提供の体制整備

緊急時において、住民等の行動に関する指示が迅速かつ正確に伝達されるような体制を平時から構築しておく必要がある。また、これらの情報提供に関しては、災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時に援護を必要とする者をいう。以下同じ。）一時滞在者等に対する十分な配慮を行うことが必要である。

具体的には、地域防災計画等において、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定め、同様にして定めた一定の区域又は集落の責任者や住民等に迅速かつ正確な情報が伝達されるような仕組みを構築することが必要である。このため、緊急時の通報連絡体制、住民等の避難経路・場所、医療機関の場所、防災活動の手順等について、平時から情報提供しておく必要がある。また、情報の伝達に必要な設備を整備しなければならない。

さらに、報道機関等を通じた情報提供も効果的であるため、関係者間の連携・協力体制を日頃から構築する必要がある。

(6) 緊急時モニタリングの体制整備

緊急事態においては、緊急時モニタリングを行い、周辺環境の放射性物質の積算線量及び放射線量率を把握することが重要である。それらは、防護措置を適切に実施するための判断根拠となるため、迅速な緊急時モニタリングを可能とする計画を事前準備しておくとともに、様々な災害を想定してモニタリングの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。

緊急時モニタリングは、以下のとおり大きく2段階に分かれる。

① 第一段階

第一段階のモニタリングは、緊急事態の発生直後から速やかに開始する。その結果をOILと照らし合わせて防護措置に関する判断に用